

第 6 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 22 年 8 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 40 分
場 所	丸亀市役所 本館 2 階第 3 会議室
出席者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 千枝、石原 國男、岡田 まゆみ、岡本 恵子、川邊 昭生、國越 照清、 多田 仁美、橘 節哉、中尾 恵子、長山 貴之、馬場 俊作、日野 明世、 福岡 由紀子、三宅 真弓 (五十音順、敬称略)〔以上 14 名出席〕 〔丸亀市〕 大林企画財政部長、矢野企画課長兼行政改革推進室長、大野財政課長、 小山企画課副課長、(行政改革推進室)高倉、真鍋
欠席者	〔行政改革推進委員会委員〕 福田 誠、山崎 純一 (五十音順、敬称略)〔以上 2 名欠席〕
傍聴者	なし
議 題	(1) 集中改革プラン推進結果について (2) 平成 21 年度決算状況 (速報値) について (3) そ の 他

会 議 概 要

日野会長：本日は 16 名の委員中 14 名が出席されており、丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。ただ今から第 6 回丸亀市行政改革推進委員会を開催いたします。

議題に入ります前に委員の交代がありましたので、ご紹介します。7 月 15 日付けで丸亀市議会の行財政対策特別委員会の委員長が三谷節三さんから三宅真弓さんに代われ、三宅さんが本委員会委員として選任されました。よろしくお願ひします。

三宅委員：《挨拶》

日野会長：事務局にも変更がありましたので、ご紹介をお願いします。

企画課長兼行政改革推進室長 (以下：企画課長)：部長と私につきましては、前回の会でご挨拶させていただきました。今回新しく真鍋が担当に加わりましたのでよろしくお願ひいたします。

真鍋 (行政改革推進室)：《挨拶》

日野会長：それでは、議題に従いまして議事を進めます。まず始めに集中改革プランの 5 年間の推進結果について、事務局の説明をお願いします。

企画課長：今回集中改革プランの取組期間が終了しましたので、このすべての項目について検証を行いました。その結果を参考資料としてお配りしています。計画どおり、もしくは計画を上回らなかったもの以外については検証欄に説明を加えています。

企画課長、高倉 (行政改革推進室)：【資料に基づき説明】

日野会長：ただいまの説明に対しまして何かご意見やご質問はございませんか。

川邊委員：行革の取組により削減するという事はいいのですが、それにより市民サービスが低

下するというのも一方であります。何らかの根拠に基づいて削減しないと、削減したら財政再建になるのでそれでいいとはならないと思います。

企画財政部長（以下：企財部長）：今回の集中改革プランの結果報告につきましては、合併当初の財政状況は非常に厳しかったことから、財政再建を主目的として約 700 件について目標値を設定して取り組んだ結果、達成できたものもあれば、見直しを図ったものもあるということです。

行革の基本はやはり経費節減であり、これにより財政再建を図った結果として 125 億円の行革効果を生み、これまでの 5 年間の丸亀市のいろいろ施策に生かされていると思います。

丸亀市のすべてのサービスについて行革による削減に取り組んだわけではなく、行革により削減できた財源を子育て支援や学校の耐震化工事などに充当できたと考えています。

どういう目標を持って取り組むかは集中改革プランを策定したときに立案しており、その結果について検証したものが本日ご報告させていただいた資料です。

3 月には第二次の行革大綱についての答申をいただき、今回の結果も踏まえて第二次行革の推進計画を策定していきたいと思います。第二次の推進計画についてはこれから目標値を設定していくわけですが、すべてが削減ではなく、削減により生じた効果を今までサービスが行き届いていなかった部分に振り分けていくということで進んでいくと思いますので、本日の報告はこれまでの総括とお考えください。

川邊委員：削減するかどうかは何か基準に基づいて判断するという点はどうですか。

日野会長：本日は 5 年間の総括についての報告ですが、ここに挙がっている項目の中には川邊委員が言われるように削減すべきではないものも確かにあると思います。そういった部分については、次回の計画を策定するときにご意見としていただきたいと思います。

岡本委員：今回、全項目の見直しの中で集中改革プランとしては「計画の縮減」となったけれども、市民サービスの向上になったものもあるということでした。項目としての説明はありませんでしたが、図書館の窓口サービスについてもその一例であり、この委員会や議会でも意見が出されましたが、そういった市民の意見が行政としての基準になるのだと思います。

窓口サービスの一元化については、庁舎の関係でできなかったのですが、市民課の窓口サービスに関して言えば以前より向上していると思います。例えば、以前は高いカウンターで立ったままだったのが、低い机になり椅子に座って対応してもらえるようになり、また番号札を交付されるので名前も呼ばれなくなり、隣の来客との間に仕切りもできてプライバシーへの配慮もなされています。

また、同時に手続きが必要な内容について記載した用紙が交付され説明を受けるのですが、庁外の部署にも連絡を取って、市民が楽になるようにサービスをしてくれています。

一方で、個人情報については身分証明書の提示を求めるなど厳格に扱っており、信頼できます。

庁舎の形状面から計画どおりに進まなくても、それをカバーするべく異なる面から市民サービスに取り組んでいる職員は多いと感じますが、こういった点は行革の効果額には表れませんし、サービスを削減する、しないの基準は市民の目線に置かれていると思うので、基準を明文化してそれに少しでも合致しなければ一律に削減、というような基準は作らないほうがいいのではないかと思います。それよりは介護状態になるのを予防するような施策にお金をかけるなどそれぞれの課で重点的に取り組むことを考えていけばいいと思います。

川邊委員：補助金については一定の基準がないと、市民目線だけでは整理が難しいと思います。

また、幼稚園や保育所の状況について見学させてもらいましたが、感覚でこの取組がいいと思って他の幼稚園にもそれを当てはめていくというのは不適切だと思います。

馬場委員：平成 17 年に合併した際に、丸亀市は財政難で財政破綻を避けるために 3 年間の集中財政再建期間を設け、そのときに今回の集中改革プランも策定されました。今回は当初目標に比べて 142% の効果があったとの報告ですので、これでいいと思います。平成 22 年度からの次の推進計画で市民サービスの向上策や市民目線に立った行政改革を進めていけばいいのではないのでしょうか。

國越委員：指定管理者制度に移行してもある程度の経費はかかります。財政破綻を避けるため、効率化のために制度を導入することに異論はないですが、指定管理者制度の導入によって、そこで従事していた市職員はいなくなります。そういった面で定員削減にも影響するので、職員の間には不平や不満は出ませんでしたか。正規職員の代わりに臨時職員も多いように思うのですが。

企画課長：指定管理に関して、問題となるような不平や不満は特に聞いていません。人件費に関しては指定管理にしたほうが削減されているので、ある程度効果があったと考えています。

また定員の削減については、指定管理者制度の導入によるものではなく、基本的に退職者を補充しないことによるものが主なものです。市で雇用している臨時職員についても平成 17 年時と比べて大きな差はなく、退職者を臨時職員で補っているわけではありません。臨時職員の問題については、国も含めて解決していかなければならない課題であることは認識しています。

岡本委員：定員管理については計画を上回って削減をしていますが、定年以外にも早期退職者が多くいたことから途中で職員採用もしていますし、退職者が多かったため事務補助の臨時職員の削減は計画どおりに進みませんでした。また飯山の図書館については派遣職員を採用していますが、利用者数が多いことから派遣職員の人数を増やしています。

このように市民サービスのために対応されてはいますが、一方で丸亀市の南部地域の方は、本庁へ来られるよりも飯山や綾歌の市民総合センターへ行かれたほうが近いし、車も止めやすいと思うのですが、やはり本庁へ来られる方が多いと思います。

職員数は大幅に減っていますので、そういった状況をきちんと調査して職員数を再配置しないとこれからニーズの高まる行政サービスもあると思うので、市民に対してサービスが低下してしまうのではないかと懸念します。定員管理については先も見据えて考えていただきたいです。

また、幼稚園の統廃合の問題についても今後の方向性についてしっかりと議論してほしいです。保育所とは機能が異なる施設であり、民間に任せることにより経費が増えるかも知れず、それに伴い市民サービスが向上すればいいのですが、経費は増えてなおかつサービスが低下するような行革に陥ることがないようにお願いしたいです。

馬場委員：私は綾歌町に住んでいます。来庁者数の割に職員は多くいると思います。センターは 1 課 3 担当となり、住民票は窓口で取れますが、他の業務はほとんどが本庁に移っています。

ところで、現在地方経済は疲弊しており地域の業者も困っています。そんな中、地域の団体が飯山運動公園の指定管理者募集に関して低コストの計画で応募したにもかかわらず、総合点で丸亀市体育協会に及ばず、指定管理者となることはできませんでした。

失業率が高く、離職者も多い現況において、正規職員でなければならない部門は別として臨時

職員でも対応可能な業務については外部委託により雇用の機会を確保してほしいと思います。

石原委員：今回の集中改革プランは計画期間が満了しましたが、終わったからといってこれは完全なものではありません。基準のこともあります。実際計画に取り組んでみて様々な問題があると思います。そこで次期計画においては各委員が感じたことを述べてもらい議論したほうが、議題がまとまっているのではないのでしょうか。

日野会長：今回は 5 年間の計画の報告ということで、今のご意見は次期のプランを立てていくときにこういう発想で進めてほしいということによろしいのでしょうか。

石原委員：はい。

日野会長：5 年間の結果報告を受けてご意見やアドバイス等があればお願いします。

岡田委員：定員管理のこともあります。保育所は現在、待機児童の問題を抱えています。定員については、このことについても考慮してほしいと思います。

馬場委員：第二次行政改革大綱の中では、自治基本条例や協働推進条例に謳われていることを基本に計画を進めて行くと思います。昨日中讃テレビで放送されていたミニ議会を見たのですが、すごくいいことを子どもたちが言っていると思いました。自然や歴史や文化を生かしたまちづくりということは、第二次行政改革にも生かしてほしいと思います。

岡本委員：案内所業務の見直しの項目については検証結果が計画の縮減になっており、理由として「業務を外部委託したため」とあるのですが、これは外部委託したために経費が増加して削減目標を達成できなかったということでしょうか。

高倉（行政改革推進室）：この件につきましては、平成 17 年度は正規職員 1 名と臨時職員 1 名で従事していましたが、基準値としては臨時職員 1 名分が対象になっています。案内所業務につきましては平成 20 年度から派遣職員を採用しています。平成 20 年度は 2 名、21 年度は 3 名従事していることと、派遣職員のほうが担当課としては支払金額がやや割高になるということによるものです。外部に委託したことのみで、経費が増額になったというものではありません。

岡本委員：臨時職員は外部委託ではないということですね。

企画課長：臨時職員は賃金を支払う直接雇用の形態を取っています。派遣職員については委託料ということで外部委託の形態になります。臨時職員と派遣職員にかかる費用の比較なのですが、派遣については社会保険料等の労務管理費も含めた委託料になりますので、一概に比較するのは難しい部分もあるのですが、割高になるということです。

案内所の派遣業務については期間を定める 26 業務には該当しないので、3 年という期間の制限はなく、市としては今のところ派遣職員の採用を選択しているということです。

川邊委員：今立派な消防署ができていますが、火事がなければ消防署は必要ありません。しかし消防署があるからこそ我々が安心して生活できます。ですから必要なものは無駄があっても確保しておかなければならならず、一概に効率で判断すべきではないと思います。

秋山委員：保育所の民営化の問題については 1 年前も「遅れている」となっていますが、遅れの度合いは昨年と同じペースで遅れているのでしょうか。

企画課長：現実問題として以前の「遅れている」段階よりは相当に進んでいる状況です。以前は硬直した状況でしたが、現在は対象となる保育所について保護者への説明会も終え、次の段階に進みつつあります。

もう少し進展した段階になれば、詳細に説明できるのではないかと思います。

企財部長：今回、集中改革プランの数値的な結果について報告させていただきまして、意見をいろいろいただきました。会長も言われましたように、結果については次期の行革の推進計画に生かしていくということで、例えば指定管理者制度についても個別に総括を進めていかなければならないと考えています。

この5年間の取り組みは極めて大きな改革であったと思います。市民の方にご不便があったことは間違いないと思うのですが、すべての事業は元になる財源が無ければ進められません。

そのため、どれが真に必要なかということをご協議しながら選択しているというのが現在の状況です。合併から5年経って丸亀市や国の状況も大きく変わっています。第二次行革大綱の中にも市民サービスの向上と持続できる行政サービスについて記載していますが、持続できなければ市民サービスも提供できないので、できるだけ皆様のご意見は反映していきたいと考えていますが、すべての面においてサービスが向上となるようなバラ色の計画にはならないと思います。

次の議題で説明しますが、125億の行革の効果はあり、合併当初に比べれば財政状況は良くなりましたが、これから先のことを考えれば依然厳しい状況に変わりはありません。

日野会長：他にご意見がある方もおられるかもしれませんが、次の議題に移りたいと思います。

平成21年度決算状況について事務局より説明をお願いいたします。

財政課長：【資料に基づき説明】

日野会長：ただいまの説明に関してご質問等がございましたらお願いします。

國越委員：今回の決算の資料は収入と支出についてお知らせいただきましたが、国民健康保険に関して言えば、加入者数や執行停止、不能欠損の件数を合わせて教えていただければ、より一層状況が明確になると思います。

企財部長：国保については、滞納者や弱者に対する対策をどのようにするかについて議会からも問われています。今言われた資料につきましても、公開できるものにつきましては提供させていただき、参考にさせていただければと思います。

馬場委員：合併特例債についてですが、平成26年度まで使えると思います。現在学校等の耐震補強工事等に活用されていると思うのですが、すべての学校の改修ができるだけの残額はあるのですか。

財政課長：合併特例債の限度額が360億円です。これをすべて活用するものとして第8次財政健全化計画を作成しているのですが、平成23年度以降の借入額が165億円と考えています。

23～26年で毎年40億円ほど活用できることになるのですが、合併特例債が活用できる平成26年度までにすべての耐震補強工事を合併特例債だけを使って完了することは難しいです。

企財部長：合併特例債は財政的に有利で後年度において国から補填があります。今言われた学校については特例債だけでは不可能ですが本当に必要なものについては合併特例債の期間が終了しても、補助金等を活用した整備の方法もあります。毎年優先順位の見直しを行いながらその都度説明させていただきます。

川邊委員：介護保険や後期高齢者医療保険については、年々費用が増えており、市も対応策を検討していると思うのですが、どこまで増加していくと考えているのでしょうか。

企財部長：共に国の制度であり、その中でどう運用していくかということですが、現時点では制

度改正が予定されていることから、その動きを見て、素早く対応していくしかない状況です。

人口増減などのシュミレーションをして保険料等は計算しているのですが、制度改正等もあり、将来の予測まではつきにくい状況です。

日野会長：他にご意見等ございませんか。

無いようですので、その他として事務局より何かありますか。

企画課長：ありません。

日野会長：それでは本日の委員会はこれで終了いたします。なお次回の会議は9月末以降で事務局と打ち合わせをしながら日程を決めてまいります。